

登録電気工事業者の更新登録申請手続について

登録電気工事業者として登録した場合の登録有効期間は5年間です。

その期間満了後も引き続き電気工事業を営もうとするときは、更新の登録を受ける必要があります。

申請にあたっては、次の書類が必要となります。

1 必要な書類

(1) 様式第13号 登録電気工事業者更新登録申請書

(山口県収入証紙12,000円分貼付。収入証紙は、県庁2F売店、県税事務所、市役所・町役場等で購入できます。日本政府発行の収入印紙（郵便局等で販売しているもの）とは異なりますので、ご注意ください。)

(2) 個人～様式第2号 誓約書 法人～様式第3号 誓約書

(3) 様式第4号 誓約書（主任電気工事士に係るもの）

申請書自身が電気工事士で主任電気工事士として営業所で業務を行う場合は不要。
法人の場合はいかなる場合も必要。

(4) 様式第5号 主任電気工事士の雇用証明書

申請書自身が電気工事士で主任電気工事士として営業所で業務を行う場合は不要。
法人の代表者自身が主任電気工事士として営業所で業務を行う場合も不要。

(5) 様式第12号 備付器具調書

(6) 登録電気工事業者登録証

2 受付期間

隨時

3 提出先（書類は、持参または郵送により提出してください）

〒753-8501
山口市滝町1番1号
山口県 産業労働部 産業政策課 産業資源班
TEL: (083) 933-3155